

第11回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議録

|          |                |         |         |        |        |     |
|----------|----------------|---------|---------|--------|--------|-----|
| 招集年月日    | 平成15年11月27日(木) |         |         |        |        |     |
| 招集の場所    | 三崎町総合体育館       |         |         |        |        |     |
| 開会日時及び宣告 | 平成15年11月27日    | 午後2時00分 | 議長      | 井上善一   |        |     |
| 閉会日時及び宣告 | 平成15年11月27日    | 午後3時22分 |         |        |        |     |
| 会議録署名委員  | 中藤 勇           | 佐々木 喜美香 |         | 清水 智素子 |        |     |
| 会長       | 井上 善一          |         |         |        |        |     |
| 副会長      | 中元 清吉          |         |         |        |        |     |
| 副会長      | 宮本 征士          |         |         |        |        |     |
| 委<br>員   | 氏名             | 出欠等     | 氏名      | 出欠等    | 氏名     | 出欠等 |
|          | 谷藤 公敏          |         | 坂本 竹市   |        | 阿部 吉馬  |     |
|          | 上野 守           |         | 大久保 光留  | ×      | 松下 均   |     |
|          | 小泉 和也          |         | 阿部 道忠   |        | 中村 敏彦  |     |
|          | 田丸 喜一          |         | 二宮 英喜   |        | 小林 絹久  |     |
|          | 田中 康司          | ×       | 阿部 好晴   |        | 福田 一郎  |     |
|          | 山口 和哉          |         | 山本 眞平   |        | 清水 智素子 |     |
|          | 篠川 晴子          |         | 宮下 寛    |        | 福島 三郎  |     |
|          | 井上 喜樹          |         | 井戸本 昭夫  |        | 中田 幸藏  |     |
|          | 樋田 剛           |         | 石崎 照夫   |        | 西谷 傳   |     |
|          | 小林 栄喜          |         | 梶原 磯雄   |        | 其田 稔   | ×   |
|          | 木下 清           |         | 井上 喜代男  |        | 清家 慎太郎 |     |
|          | 古田 宇佐彦         |         | 河野 ヤヨイ  |        | 小松 道夫  |     |
|          | 二宮 定正          |         | 藤村 泰昭   |        | 村市 忠   |     |
|          | 藤井 順子          |         | 宮本 敏光   |        | 梶谷 吉幸  |     |
|          | 田縁 柳太郎         |         | 谷口 利治   |        | 西川 一彌  |     |
|          | 中藤 勇           |         | 佐々木 喜美香 |        | 小林 文夫  |     |
| 藤田 昭作    |                |         |         |        |        |     |
| 顧問       | 高門 清彦          | ×       |         |        |        |     |
| 幹事長      | 畑中 芳久          |         |         |        |        |     |
| 副幹事長     | 清水 博義          |         |         |        |        |     |
|          | 門田 勲           |         |         |        |        |     |
| 幹事       | 菊池 和彦          |         | 森口 又兵衛  |        | 阿部 松壽  |     |
|          | 濱口 市作          |         | 近田 三郎   |        | 阿部 一寿  |     |
| 合併協議会事務局 | 増田 愛明          |         | 坂本 明仁   |        | 加藤 克馬  |     |
|          | 山本 桂二          |         | 三好 要    |        | 竹内 元昭  |     |
|          | 河上 芳輝          |         | 明神 千登勢  |        |        |     |
| 会議次第     | 別紙のとおり         |         |         |        |        |     |
| 会議の経過    | 別紙のとおり         |         |         |        |        |     |
| 傍聴人の数    | 7人             |         |         |        |        |     |

## 会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

4 . 議事

報告

報告第 2 4 号 各小委員会の報告について

協議

（継続協議）

協議第 2 5 号 公共的団体の取扱いについて(その )

協議第 2 6 号 各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについて

協議第 2 7 号 各種事務事業(介護保険事業)の取扱いについて

協議第 3 号 新町の名称について

協議第 5 号 機構及び組織の取扱いについて

協議第 1 6 号 一部事務組合等の取扱いについて

（新規協議）

協議第 2 8 号 各種事務事業(ごみ収集運搬事務事業)の取扱いについて

協議第 2 9 号 各種事務事業(学校給食事業)の取扱いについて

その他

新町建設計画(案)の県への意見照会について

合併目標期日について

第 1 2 回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

5 . その他

6 . 副会長（瀬戸町長）あいさつ

7 . 閉 会

|                |   |
|----------------|---|
| <p>協議会事務局長</p> | <p>お待たせいたしました。一同御起立ください。礼。御着席ください。どうもありがとうございました。</p> <p>本日は大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>本日の会議は、規約第10条の規定により、出席者が過半数に達しておりますので、この会議は成立いたしました。</p> <p>ただ今から伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会第11回会議を開催いたします。</p> <p>本日の会議は皆様のお手元の次第に沿って進行させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、井上会長のごあいさつをお願いいたします。</p>  |
| <p>井上会長</p>    | <p>それでは、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>この協議会も会を重ねること今回で第11回となりました。そしてこの間、それぞれ小委員会に付託されました多くの協議事項案件につきまして精力的に小委員会で御協議をいただいております。大変ハードなスケジュールの中で一生懸命御審議、御協議をいただいておりますことに対しまして、本当に感謝を申し上げます。</p> <p>全国町村会の会報で「町村週報」というパンフレットといいますが、そういうものが週に1回、我々のところに届いてきます。2、3日前にもその会報が届いておりました。そしてその会報の表紙にこんなことが出ておりました。エッセイストの山本兼太郎さんの記事でしたけれども、ちょうどこの秋の紅葉、落葉の時期に合わせたということなんでしょうか「裏を見せ表を見せて散るもみじ」という良寛さんの歌が出ておりました。秋になりますとそのように落葉があるわけですがけれども、しかしそれは来年の春、新しい芽を出すための営みであるというようなことであります。この合併協議会もそれぞれの3町が消えてなくなったとしても、それは新しい町として生まれ変わるという、そんなこの合併協議の状況と照らし合わせながらその文章を読ませていただきました。</p> <p>今日も手元の資料に随分盛りだくさんな協議事項を提案いただいております。特に、協議の中で随分会を重ねて新しい町の名前の</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 協議会事務局長 | <p>候補として小委員会の方で絞り込んだ結果を御報告させていただくことになっております。どうかひとつ皆様方の十分な慎重な御審議を賜りまして、この協議がそれぞれの案件、目的に向かひまして円滑に、スムーズに協議できますように心よりお願いを申し上げましてごあいさつといたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきます。</p> <p>これより議事進行は、規約第10条の規定によりまして井上会長に進めていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>   |
| 井上会長    | <p>それでは、定めによりまして、私の方で議事の進行をさせていただきます。</p> <p>会議次第3番の会議録署名人の指名についてお諮りいたします。</p> <p>会議録署名人の指名は、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>  |
| 井上会長    | <p>はい、それでは、本日の会議録署名人に伊方町の中藤勇委員、瀬戸町の佐々木喜美香委員並びに三崎町の清水智素子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>最初に、報告からお願いいたします。</p> <p>本日の報告は1件でございます。</p> <p>それでは、報告第24号各小委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>今回は、3つの小委員会を開催いたしておりますので、各委員長の方から御報告をお願いするものであります。</p> <p>なお、質疑につきましては、各小委員会報告が終わってから一括して行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では最初に、住民小委員会、宮下委員長の方から御報告をお願いいたします。</p> |
| 宮下委員長   | <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、住民小委員会における審議の経過について報告いたします。</p> <p>開催日時、平成15年11月18日火曜日、午後1時30分よ</p>  |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>井 上 会 長</p> <p>山 口 委 員 長</p> | <p>り4時10分まで。開催場所、伊方町役場4階全員協議会室。委員12名、全員です。事務局4名。</p> <p>協議項目の審議の経過。</p> <p>継続協議。</p> <p>1、新町の名称の取扱いについて。</p> <p>小委員会における選定作業の実施について。</p> <p>先に実施した第1次選定作業の結果をもとに、第2次選定作業及び第3次選定作業を行い、小委員会における新町の名称候補にふさわしい7作品を選定いたしました。</p> <p>選定結果につきましては、11月27日開催、本日でございますが、の合併協議会で報告するとともに、今後の作業については、合併協議会の委員全員による協議等により決定することが適当であるとのことから、合併協議会の協議の場において進めていただくよう申し入れることを確認し、小委員会における新町の名称候補の選定作業を終了いたしました。</p> <p>なお、この件につきましては、後ほどの協議議題といたしましても提出しておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>2、各種事務事業(国民健康保険直営診療所運営事業)の取扱いについて。</p> <p>事務局より3町の診療所の現状や課題、三崎町の有する累積債務等についての説明を受け、具体的調整方法等について審議を行いました。意見の取りまとめや調整方針の承認までには至らず、次回以降の小委員会においても継続して審議することになりました。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、行政組織小委員会、山口委員長の方から御報告をお願いします。</p> <p>行政組織小委員会の報告をいたします。</p> <p>合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づきまして、行政組織小委員会における審議の経過について御報告いたします。</p> <p>開催の日時は、平成15年11月20日木曜日、午後1時25分から3時7分まででございます。開催場所が、伊方町役場4階全員協議会室であります。出席者は、委員11名、1名欠席でござ</p> |
|---------------------------------|--|

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>井 上 会 長</p> <p>石 崎 委 員 長</p> | <p>ございます。事務局 5 名、専門部会 2 名でございます。</p> <p>審議の経過でございますが、継続協議といたしまして、1 番、機構及び組織の取扱いについてであります。</p> <p>基本調整方針(案)は、原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。</p> <p>なお、具体的な調整方法として「急激な変化、サービス低下を来さないことを基本に」を明記し、専門部会で機構・組織を早急に検討することを指示いたしました。</p> <p>次、2 番ですが、一部事務組合等の取扱いについて。</p> <p>事務局より基本調整方針(案)について説明を受け審議した結果、原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。</p> <p>次、3 番の各種事務事業の取扱いについて、国民健康保険直営診療所運営事業について事務局より、3 町の診療所の現状や課題、三崎町の有する累積債務等についての説明を受け、具体的調整方法等について審議を行いました。意見の取りまとめや調整方針の承認までには至らず、次回以降の小委員会においても継続して審議することとなりました。</p> <p>以上報告いたします。</p> <p>はい、どうも御苦勞でございました。</p> <p>続きまして、企画小委員会、石崎委員長の方から御報告をお願いいたします。</p> <p>企画小委員会の報告をさせていただきます。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第 7 条の規定に基づき、企画小委員会における審議の経過について報告いたします。</p> <p>開催日時としましては、平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日でございます。開催場所、伊方町役場全員協議会室。出席者、委員 1 1 名、欠席 1 名でございます。</p> <p>協議項目の審議の経過。</p> <p>継続協議。</p> <p>1、新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について。</p> <p>新町建設計画について。</p> <p>新町将来構想の重点プロジェクト並びに新町建設計画の分野別</p> |
|---------------------------------|---|

|      |  |
|------|--|
|      | <p>推進施策及び主要事業について事務局から説明を受けました。審議の結果、合力の<sup>こうろく</sup>意味の記述及び前回の検討事項等について確認をいたしました。今後、県へ意見照会を行う必要があるため、第11回合併協議会に報告することを承認し、継続して審議することになりました。</p> <p>2、地域審議会の取扱いについて。</p> <p>地域審議会の目的や協議内容、先進地の事例等について事務局から説明を受けました。取扱いについては、新町建設計画や議会議員の任期、財産の取扱いなど、他の小委員会等総合的に関係するため、継続して審議することになりました。</p> <p>3、各種事務事業(国民健康保険直営診療所運営事業)の取扱いについて。</p> <p>事務局より3町の診療所の現状や課題、三崎町の有する累積債務等について説明を受け、具体的調整方法等について審議を行いました。意見の取りまとめや調整方針の承認までには至らず、次回以降の小委員会においても継続して審議することとなりました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、どうも御苦勞でございました。</p> <p>以上、ただ今3つの小委員会の委員長の方から審議の経過及び協議事項の報告がございました。これにつきまして、何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 井上会長 | <p>特に御質疑もないようでございますので、質疑を終了いたします。</p> <p>なお、今後とも引き続き慎重審議をお願い申し上げまして、報告を閉じます。</p> <p>次に、協議事項を議題といたします。</p> <p>継続協議6件について議題といたします。</p> <p>最初に、協議第25号公共的団体の取扱いについて(その )を協議議題といたします。</p> <p>この議題につきましては、前回の協議会において事務局より説明をしております。委員さんにおいて御質問、御意見がございま</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 井上会長 | <p>したら、御発言をお願いいたします。</p> <p>御意見、御質疑ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようですので、それでは協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第25号公共的団体の取扱いについて(その )は、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>  |
| 井上会長 | <p>はい、異議なしということでございます。ありがとうございます。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第26号各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについてを協議議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、前回の協議会において事務局より説明をいたしております。皆様の方で御意見、御質疑がございましたら、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>      |
| 井上会長 | <p>はい、特に意見もないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第26号各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>   |
| 井上会長 | <p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしということでございますので、御確認をいただいたものとして処理させていただきます。</p> <p>次に、協議第27号各種事務事業(介護保険事業)の取扱いについてを協議議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、同様、前回の協議会において事務局より説明をいただいております。委員さんにおいて御質問、御意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>この件につきましてもありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |



|        |   |
|--------|---|
| 井上会長   | <p>はい、ないようでございますので、協議を終了いたします。<br/>お諮りいたします。</p> <p>協議第27号各種事務事業(介護保険事業)の取扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>   |
| 井上会長   | <p>はい、ありがとうございます。異議なしということでございますので、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第3号新町の名称についてを協議議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>  |
| 調整第1班長 | <p>失礼します。資料は3ページをお願いいたします。</p> <p>協議第3号新町の名称について。<br/>新町の名称について提出する。<br/>平成15年11月27日提出。<br/>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。<br/>新町の名称。<br/>住民小委員会における審議結果を別紙のとおり報告する。<br/>次のページをお願いいたします。<br/>別紙として、住民小委員会より協議会長あてに提出されました報告書を添付しております。朗読いたします。<br/>新町の名称の取扱いについて(報告)。<br/>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、標記協議項目の審議結果について、下記のとおり報告いたします。</p> <p>記。1、新町の名称候補の選定結果について。<br/>新町の名称候補の募集を公募にて行い、寄せられた作品の中から新町の名称候補にふさわしい7作品を別紙のとおり選定したので報告いたします。</p> <p>2、新町名称の決定について。<br/>新町の名称は、合併協議会の委員全員による協議等により決定することが適当であるとの小委員会の意見であります。よって、今後の新町の名称決定作業については、合併協議会の協議の場において進めていただきますようお願いいたします。</p> |

次のページをお願いします。

このページは、住民小委員会で第3次選定作品として選定されました7つの候補を掲げております。順番に読ませていただきます。

まず1番、<sup>あいさい</sup>愛西、2番、<sup>いかた</sup>伊方、3番、<sup>いせざき</sup>伊瀬岬、4番、<sup>さだみさき</sup>佐田岬、5番、<sup>にしうわ</sup>西宇和、6番、<sup>ひめにし</sup>媛西、7番、<sup>ほうよ</sup>豊予。

以上の7点でございます。意味または理由も掲載しておりますので、お目通しいただいたらと思います。

新町の名称の候補の選定作業については、小委員会において7作品に絞り込まれましたので、これからは合併協議会の場で決定作業をお願いしたいという報告であります。

この報告を受けまして、これからの進め方について提案させていただきますので、協議をお願いいたします。

合併協議会における決定方法についてであります。新町の名称は、住民小委員会から報告のあったただ今の7作品の中から決定するというようお願いいたします。

では、どのような手順で決定するかということですが、このことにつきましては、9月29日開催の第9回合併協議会の住民小委員会報告の中で、選定作業の手順ということでお示ししておりますが、まず最初に、合併協議会にて協議により決定するものとし、協議が整わなければ各委員が無記名投票により1作品を投票して、過半数の得票を得た作品に決定するということになっておりますので、よろしくようお願いいたします。具体的には、12月15日開催予定の第12回合併協議会におきまして、新町名称決定のための協議を行っていただきます。協議が整わなかったときは、次の合併協議会で投票にて決定するというので、投票に関する手順等について協議、確認をいただくこととなります。

なお、協議が整うということにつきましては、全会一致をもって決定されることを想定いたしておりまして、協議が整わなければ、12月25日開催予定の第13回合併協議会にて投票の作業を行っていただくこととなります。

以上のような手順にて新町の名称を決定していただきますよう提案させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

|      |   |
|------|---|
| 井上会長 | <p>はい、ただ今事務局より説明がございました。その手順により次回合併協議会において新町名称の決定のための協議を行うということでございます。ただ今の事務局の説明につきまして、何かございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>   |
| 井上会長 | <p>異議ないということでございますので、それではただ今事務局から説明した手順によりまして次回に協議をしていただくということといたします。</p> <p>次に、協議第5号機構及び組織の取扱いについてを協議議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>   |
| 総務班長 | <p>失礼いたします。6ページをお願いいたします。</p> <p>協議第5号機構及び組織の取扱いについて。</p> <p>機構及び組織の取扱いについて提出する。</p> <p>平成15年11月27日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>機構及び組織の取扱い。</p> <p>1、現在の伊方町・瀬戸町及び三崎町の庁舎を有効活用した組織・機構とし、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮するものとする。</p> <p>伊方町役場庁舎を本庁とし、瀬戸町役場及び三崎町役場庁舎は、現在の町の区域を所管する総合支所として合併時に設置する。</p> <p>現在の支所、出張所については、現在の区域を所管した出張所とし、その他の出先機関等についても合併後も存続する。</p> <p>2、新町の組織・機構については「行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。</p> <p>といった基本調整方針でございます。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>留意事項といたしまして、新設合併の場合、合併関係市町村は消滅いたします。その機構・組織につきましても消滅することとなります。新町の機構・組織の設置は、条例や規則等に基づいて新たに設置する必要がありますので、合併後の事務執行に支障を</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>来さないよう配慮するとともに、新町発足日に新しい町の町長の職務執行者が施行させることとなります。新町の行政組織につきましては、住民サービスに急激な変化を与えない、低下させないことを基本に、利用しやすく身近な役場としての必要機能を整備し、本庁と総合支所との役割分担を明確にし、整備することを基本とすることとしております。</p> <p>なお、具体的な調整方法といたしまして、そこに明記いたしております「合併時における『行政組織及び機構の整備方針』は次の事項を基本とする」ということとしております。</p> <p>一つ、合併後も住民サービスの低下を来さないように十分配慮した組織・機構。住民が利用しやすくわかりやすい組織・機構。住民の声を適正に反映することができる組織・機構。簡素で効率的な組織・機構。新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構。指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構。地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構。緊急時に即応できる組織・機構。現有庁舎を有効利用できる組織・機構。この9項目及び合併後も急激な変化、サービスの低下を来さないことを基本に常に見直しを行い、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする必要があるというこの整備方針を基本に整備することとしております。</p> <p>本日提案の機構及び組織の取扱いにつきましては、行政組織小委員会で御確認をいただき、基本調整方針を提案させていただきました。今後この調整方針案に基づきまして、専門部会の方で具体的に機構・組織について更に検討していくということでございます。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p> <p>井 上 会 長 以上、事務局より説明がございましたが、皆様の方で御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>井 上 会 長 はい、特にないようでございます。この件につきましては、事前提案の原則により、次回の合併協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>それでは次に、協議第16号一部事務組合等の取扱いについてを協議議題といたします。</p> |
|--|---|

|                |  |
|----------------|--|
| <p>総 務 班 長</p> | <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>失礼いたします。7ページをお願いいたします。</p> <p>協議第16号一部事務組合等の取扱いについて。</p> <p>一部事務組合等の取扱いについて提出する。</p> <p>平成15年11月27日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>一部事務組合の取扱い。</p> <p>1、3町以外に構成団体のある一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日新たに加入、または調整する。</p> <p>2、南予地方水道水質検査協議会については、合併の前日をもって当協議会から脱退し、新町において合併の日新たに加入する。</p> <p>3、公平委員会事務については、合併の前日をもって委託に関する規約を廃し、新町において合併の日委託する。</p> <p>4、可燃ごみ処理事務については、現在の委託を継続することとし、関係機関と調整する。</p> <p>5、伊方町土地開発公社については、すべて新町に引き継ぎ、新町名の土地開発公社として存続するものとする。</p> <p>6、第三セクターについては、現行どおり新町に引き継ぐ。</p> <p>7、3町が出資する財団法人等の出捐、出資については、すべて新町に引き継ぐ。</p> <p>以上、調整方針でございます。</p> <p>一部事務組合等の取扱いにつきましては、一部事務組合や協議会等を設置する場合は、地方自治法の規定により市町村がその事務の一部を共同処理するために規約を定め、県知事の許可や届け出を得て設置できることとなっております。構成しております市町村が合併をする場合、法人格が消滅いたしますので、その事務組合の構成団体に変更を生じることとなります。そういうことで、当該組合等の脱退、加入の手續や規約の変更の手續が必要となります。</p> <p>このようなことから、合併時に組合等に引き続き加入、または存続させるか出資金等について新町に引き継ぐかなどを協議することになります。よって、行政組織小委員会に付託されまして、</p> |
|----------------|--|

法的に基づき設立されたものについて検討いたしまして御審議をいただいたものでございます。

7 - 1 ページをお願いいたします。

「一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事の許可を受けなければならない」と定められております。地方公共団体の議会の議決も必要となっております。また、協議会や機関等の共同処理及び事務の委託の取扱いについても、同様の手続が必要となります。7 - 1 ページには、一部事務組合といたしまして、3 町以外に構成団体がある組合でございます。10 組合でございます。まず、八・西衛生事務組合、これにつきましては、し尿処理施設を共同設置いたしまして管理運営を行っております。八幡浜市、保内町それからこの3 町をあわせまして1 市4 町で事務の共同処理を行っております。

その下でございますが、八幡浜地区施設事務組合ということで、消防並びに養護老人ホーム等の施設の管理運営の事務を共同で処理しております。これにつきましては、1 市5 町で共同処理を実施しております。

その下にございます八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合、これにつきましては、広域的な事務を共同処理しております。八幡浜市、大洲市及び2 市1 3 町1 村で共同処理を行っております。

次のページをお願いいたします。

市町村職員の共済組合ということで、職員の組合員の相互救済の事業でございます。県内全市町村1 2 市5 7 町村と6 1 の一部事務組合等が共同で事務処理をいたしております。

その下にございます愛媛県市町村職員退職手当組合につきましては、組合市町村の職員の退職手当に関する事務を行っております。4 市及び5 7 町村、4 2 の一部事務組合が共同処理の事務を行っております。

その下にございます愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合につきましては、各町の消防団員等の災害補償、退職報償金等の支給等の事務を行っております。6 市及び5 7 町村、9 一部事務組合が加入いたしまして、事務の共同処理を行っております。

愛媛県市町村交通災害共済組合につきましては、日本国内での交通事故により災害を受けた市町村の住民、遺族等の生活の共済に対する事務を行っております。東予市及び県内57の町村が共同で事務処理を行っております。

愛媛県の自治会館管理組合ということで、会館の管理に関する事務を共同で行っております。県内の全町村、57町村で運営を行っております。

それから、愛媛県町村議会議員公務災害補償組合ということで、各町村の議会議員の公務上の災害及び通勤によります災害の補償等の事務を共同で行っております。これは県内の全町村が加入しております。

あと南予水道企業団ということで、野村ダムを水源といたします水道用水の供給事業の事務を共同で行っております。2市8町で共同運営を行っております。

次のページをお願いいたします。

このページは協議会でございます。協議会といたしましては、1協議会、南予地方水道水質検査協議会がございます。これにつきましては、水質検査等の業務を共同で行っております。2市17町2村3企業団が共同で事務処理を行っております。

その下にございます機関等の共同処理及び事務の委託といたしましては、2つの事務委託を行っております。愛媛県の方に公平委員会ということで、職員の給与、勤務時間、勤務条件に対する審査、採決、決定などを行う委託を行っております。

それと、可燃ごみの処理事務につきましては、八幡浜市との間におきまして可燃ごみの処理、焼却処理の事務委託を行っております。これにつきましては、八幡浜市及び西宇和郡、東宇和の明浜町、宇和町が共同で処理を行っております。これは24年度までの委託事務ということになっております。

ということで、7-1から7-3ページの一部事務組合並びに協議会等につきましては、合併後も引き続き事務の共同処理及び事務委託を継続して実施することといたしております。具体的な調整方法につきましては、先ほど申し上げた調整方法としております。

次のページをお願いいたします。

土地開発公社についてであります。土地開発公社の設置につきましては、公有地の拡大の推進に関し法律に基づきまして、地域の秩序ある整備を図るために、必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成、その他の管理等を行うために議会の議決を得て定款を定めまして、県知事の許可を受け設立をしております。伊方町が昭和48年に設置しております。伊方町のみ設置でございます。これにつきましては、伊方町が全額500万円の出資をしております。7-4ページ、7-5ページに決算状況、保有土地等の状況をお示しいたしております。この保有土地等につきましては、本年の6月30日、伊方町の方へもう処分しております。債務等は現在ございません。土地開発公社につきましては、新町においても土地開発公社の業務であります土地の取得、管理、処分等につきましては、公共施設の整備等のために総合的かつ効率的な取得を図る必要があることから、新町においても存続することにしております。具体的な調整方法といたしましては、伊方町土地開発公社につきましては、すべて新町に引き継ぎ、新町名の土地開発公社として存続するものでございます。

7-6ページをお願いいたします。

第三セクター等の取扱いでございます。第三セクターとは、一般的に、国や地方公共団体と民間企業とかが共同で出資、出捐を行っている法人をいいます。市町村が出資し、商法の規定に基づき設置されました株式会社等の経営形態をとる法人のことを通常第三セクターと呼んでおります。

なお、出資者または株主であります地位は新しい町に引き継がれるということでございます。

なお、3町の第三セクターの現況でございますが、伊方町に1セクター、それから瀬戸町に2セクター、三崎町につきましては、現在、協議中でございます。その内容につきまして御説明をさせていただきます。

伊方町につきましては、株式会社クリエイト伊方が設立されております。株主、出資額につきましては、伊方町が45%出資いたしております。役員につきましては、そこに掲げておりますとおり、社長に伊方町長が就任しております。業務内容につきましては、ミカンジュース製造、販売、それからすり身の製造、加



工、販売、製氷施設の管理、公共施設等の清掃業務でございます。参考でございますが、14年度の売上高は1億4,173万9,000円となっております。

7 - 7ページをお願いいたします。

一番左がクリエイイト伊方の状況でございます。従業員は、現在33名でございます。管理運営の委託でございますが、伊方町からクリエイイト伊方の方に管理運営を委託しておりますのが、農水産物加工施設と製氷施設でございます。

戻っていただきまして、瀬戸町のセクターでございますが、株式会社アグリ瀬戸、これにつきましては、瀬戸町が59%を出資しております。役員に瀬戸町長が社長として就任されております。業務内容でございますが、瀬戸町農水産物特産品加工品の販売、お土産品の販売、酒類等の販売、アイスクリームの製造、販売、それから農業公園の運営管理ということで、14年度の売上高でございますが8,245万2,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

中ほどに従業員の状況でございますが、現在6名の従業員体制でございます。管理運営の委託につきましては、瀬戸町の農業公園を委託いたしております。その概要でございます。

戻っていただきまして、株式会社瀬戸ウィンドヒルでございますが、瀬戸町が10%の出資をいたしております。業務内容といたしましては、風力エネルギーによる発電、電力販売業務となっております。

次のページをお開きいただきまして、施設の概要といたしましては1,000キロワットの風力発電機が11基ございます。売電の見込額は年約3億3,000万円でございます。営業運転につきましては、15年11月1日から運転を開始しております。

三崎町の1セクターでございますが、三崎ウインド・パワー株式会社、仮称でございますけれども、平成15年7月1日に立地協定を締結しておりますが、現在、第三セクターの設立等も含めまして現在協議中でございます。これらのセクターにつきましては、現行どおり、新町に引き継ぐものでございます。

あと3町が出資いたします財団法人等の出捐、出資につきましては、すべて新町に引き継ぐとの調整方針でございます。

|        |   |
|--------|---|
| 井上会長   | <p>以上、一部事務組合等の取扱いの説明とさせていただきます。</p> <p>ただ今事務局より説明がございました件につきまして、御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>  |
| 井上会長   | <p>はい、特にないようであります。本件につきましても、事前提案の原則により、次回の協議会まで継続協議とさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは次に、新規の協議事項について議題といたします。</p> <p>本日提案いたします協議議題は2件でございます。</p> <p>協議第28号各種事務事業(ごみ収集運搬業務事業)の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 調整第1班長 | <p>はい、資料8ページをお願いします。</p> <p>協議第28号各種事務事業(ごみ収集運搬業務事業)の取扱いについて。</p> <p>各種事務事業(ごみ収集運搬業務事業)の取扱いについて、次のとおり提案する。</p> <p>平成15年11月27日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>各種事務事業(ごみ収集運搬業務事業)の取扱い。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、一般廃棄物処理計画及び分別収集計画については、合併後速やかに策定するものとする。</li> <li>2、ごみ処理に関する施設は、現行のまま新町に引き継ぐものとする。</li> <li>3、ごみ収集業務については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後2年を目途に不均衡が生じないよう新町において調整する。</li> <li>4、指定ごみ袋については、新町において種類、規格、小売価格等の統一を図るものとする。</li> <li>5、生ごみ処理機等の購入費補助制度は、合併時に統合を図るものとする。</li> </ol> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>ごみ収集運搬業務事業の各町の現状や課題について説明いたします。</p> <p>まず、廃棄物処理計画についてでございますが、一般廃棄物処</p> |

理計画のうち、基本計画は伊方町、瀬戸町は策定済みであります  
が、三崎町は未策定となっております。

なお、実施計画につきましては、3町ともに毎年3月末に4月  
1日から翌年3月31日を計画期間として策定いたしております  
と、ごみ収集処理業務を実施いたしております。

また、容器包装廃棄物に関わる分別収集計画につきましては、  
3町ともに策定済みでありまして、分別、リサイクルに取り組ん  
でおりますが、これらの新町での計画につきましては、合併後速  
やかに策定するという調整方針といたしております。

ごみ処理施設の状況につきましては、3町それぞれに施設を有  
しておりますが、瀬戸町、三崎町の焼却施設につきましては、平  
成14年12月をもって使用廃止といたしております。

なお、資源ごみのリサイクル関係の施設につきましては、3町  
ともに保有しており、最終処分場につきましては、伊方町、三崎  
町が有しております。これらの施設は、現行のまま新町に引き継  
ぐという調整方針でございます。

次のページをお願いいたします。

ごみ収集業務の状況につきましては、平成15年3月末現在の  
3町での状況を掲げておりますが、3町ともに各地域のステー  
ションへのごみの排出を行い、定期収集の方式によって回収を実  
施しております。収集の回数や収集の体制について違いがござい  
ます。そのため、調整方針といたしましては、合併に伴う急激な  
変化を来さないという観点から、現行のまま新町に引き継ぎ、合  
併後2年を目途に不均衡が生じないよう新町において調整する  
という内容といたしております。

なお、資料にはございませんが、可燃ごみの処理業務につ  
きましては、現在3町ともに八幡浜市への事務委託により実施  
いたしておりますが、新町におきましても、現在の委託を継続  
することとして、関係機関との調整を図るものといたして  
おります。

次のページをお願いいたします。

町指定ごみ袋販売業務につきましては、伊方町、瀬戸町が指  
定袋の方式を採用いたしておりますが、三崎町はございません。

なお、伊方町、瀬戸町の2町間におきましては、袋の種  
類や規格、小売価格に若干の違いがあります。そのため、調  
整方針とい

|                |   |
|----------------|---|
| 井上会長           | <p>たしましては、新町において種類、規格、小売価格等の統一を図るものとするということにいたしております。</p> <p>なお、三崎町の対応であります、合併までに指定袋の対応をされる予定とのことであります。</p> <p>次に、生ごみ処理機等購入費補助制度についてであります、3町ともに生ごみ減量化推進のために、コンポストや生ごみ処理機の購入費補助制度を導入いたしております。しかしながら、3町間に対象機器の違いや補助の内容に違いがありますので、調整方針といたしましては、合併時に統合を図るということにいたしております。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今事務局から説明がございましたごみ収集運搬業務事業の取扱いについて、御質疑はございませんでしょうか。</p> |
| 田丸委員           | <p>はい、どうぞ。</p> <p>11ページの瀬戸町のペットボトル、発泡スチロール、埋立というのは、これこのものを埋め立てているということですか。</p>  |
| 井上会長<br>調整第1班長 | <p>はい、事務局。</p> <p>失礼します。</p> <p>今の御質問は、瀬戸町の町指定ごみ袋販売業務の欄に書かれておりますペットボトル、発泡スチロール、埋立各1種類と書かれている部分のことでしょうか。</p>   |
| 田丸委員<br>調整第1班長 | <p>はい。</p> <p>これにつきましては、それぞれ指定袋の種類がペットボトル、発泡スチロール、埋立ごみと種類ごとに分けられているということ。</p>   |
| 田丸委員<br>井上会長   | <p>はい、わかりました。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>  |
| 井上会長           | <p>特に質疑もないようですので、この件につきましても、事前提案の原則により、次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>次に、協議第29号各種事務事業(学校給食事業)の取扱いについてを議題といたします。</p>   |

調整第1班長

事務局から説明を求めます。

12ページをお願いいたします。

協議第29号各種事務事業(学校給食事業)の取扱いについて。

各種事務事業(学校給食事業)の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月27日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。

各種事務事業(学校給食事業)の取扱い。

1、学校給食の実施については、現行どおり新町に引き継ぐものとし、新町において町内すべての小・中学校に給食が提供できるように合併までに調整する。

2、児童・生徒の学校給食費は、合併時に統一する。

3、学校給食費の助成制度については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。

次のページをお願いいたします。

学校給食事業につきましては、現在、伊方町と瀬戸町で実施いたしておりますが、三崎町では未実施であります。現在、伊方町と瀬戸町での現状について説明させていただきますと、2町ともに週5回の完全給食で実施しておりますが、米飯とパンでの回数の違いはあるようでございます。給食費の額につきましても、若干の違いがありますし、伊方町におきましては、給食費の消費税相当分について町が助成する制度がございます。

調整方針について説明させていただきますが、学校給食の実施については、現行どおり引き継ぐものとし、新町において町内すべての小・中学校に給食が提供できるよう、合併までに調整するという内容としておりますが「現行どおり新町に引き継ぐ」という部分につきましては、伊方町と瀬戸町の現状を新町に引き継ぐということであり、また「新町において町内すべての小・中学校に給食が提供できるように合併までに調整する」という部分につきましては、三崎町内の学校給食に関するものでありまして、合併までに調整するというにいたしておりますのは、三崎町内での学校給食を合併後直ちに実施し、新町全体で実施できるように合併までに準備を進めるということであり、実施に当たりましては、瀬戸町学校給食センターの改修を行い、業務能力の

|      |  |
|------|--|
|      | <p>向上によって対応することを見込んでおります。本来、合併後に施設の改修等給食実施のための作業を行うことになるわけですが、現在、瀬戸町が活用している施設の改修等が必要になりますので、改修時期は学校の長期休暇中での実施が求められます。幹事会等で検討した結果、平成16年度中に前倒しをして合併推進事業として取り組む方向といたしておりますが、今回の調整方針を御確認いただきましたら、その調整方針を受けまして、瀬戸町を初め関係機関と調整を進め、3町共同事業として準備を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、三崎町での学校給食実施につきましては、平成15年11月7日付で三崎町長より合併協議会長あてに要望書も提出されておりますので、申し添えます。</p> <p>次に、学校給食費は次のとおり統一ということで、合併時に統一するという事です。</p> <p>なお「学校給食費の町助成金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する」という部分につきましては、伊方町の助成制度をそのまま引き継いで、合併後に瀬戸町、三崎町については新町において調整するという内容にさせていただいております。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> |
| 井上会長 | <p>以上、事務局より学校給食事業の取扱いについての説明がございました。御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>  |
| 井上会長 | <p>特にないようでございますので、本件につきましても、事前提案の原則により、次回の協議会まで継続協議とさせていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>その他で、1番、新町建設計画(案)の県への意見照会についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>  |
| 計画班長 | <p>はい、それでは失礼します。</p> <p>それでは、資料14ページをお願いいたします。</p> <p>先ほど委員長の方から小委員会報告のありました新町建設計画(案)について説明をいたします。</p>   |

事前に配付しておりますので、幹事会及び小委員会等にて審議いたしました項目を中心に要点のみ説明させていただきます。

次に、15ページをお願いいたします。

建設計画の構成になりますけれども、目次にありますように、第1編将来構想、次に16ページをお願いいたします。第2編建設計画という2つの構成にしております。

なお、将来構想につきましては、これまで合併協議会において報告を行っておりますので、本日の資料には掲載しておりません。本日は重点プロジェクト及び建設計画分を報告いたします。

それでは、資料18ページをお願いいたします。

基本構想の重点プロジェクトについてです。

合併協議会、小委員会及び幹事会等で御意見のありましたものについて下線を付けて修正をしております。

19ページになります。本日お配りいたしておりました資料をお願いいたします。一部修正をしております。前回の合併協議会で質問のありました「<sup>こうりく</sup>合力」についての表現ですけれども、説明資料が必要とのことで、下の欄に注意書きとしまして合力の意味の記述をしております。読み上げます。「合力とは、この地域で暮らす人々の日常生活や生産活動の中で伝統的に行われてきた助け合いの支援システムのことであります。このシステムのよき精神を新町のまちづくりに引き継いでいくという趣旨で表現をいたしました」。

また、中ほどにありますけれども、主な取り組みとしまして、「地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会の組織体制の充実を図る」と追加をしております。

次に、21ページをお願いいたします。

20分のまちづくりの中で主な取り組みの部分です。アンケート結果での要望でもありました住民の足の確保につきましては、「日常生活で頻繁に利用する場所を結ぶスクールバスと連携した町営バスの充実を図るとともに、新町において新たな住民の利便性を確保するため検討する」と修正をしております。

22ページをお願いいたします。

暮らし満足度の向上につきましては「八西CATVを活用した高度情報ネットワークの推進を図る」という表現を追加しており

ます。

次に、25ページをお願いいたします。

ここから第2編ということで、建設計画(案)について施策体系をまとめております。

27ページをお願いいたします。

第1章分野別推進施策及び主要事業についてですが、上から5行目になります。「本章では、法の主旨に基づき、新町で推進する取り組みの中で、新町内3地区の一体性を確保するための取り組み、地域の均衡ある発展を支える取り組み、合併効果を発揮するための取り組みを中心に掲載する」というものです。したがって、これまで旧町で推進している事業内容を大きく変更せず、新町でも継続して実施する事業については、本章に掲載がない場合でも、引き続き取り組んでいくものという考え方で主要事業を検討いたしました。

29ページをお願いいたします。

「目標1、生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち」としまして、企画小委員会の中で御意見のありました高齢者福祉の分野について、下線部分を修正しております。「長期化した高齢期を健康で明るく、生き生きと生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、地域における生きがいづくりや積極的な社会参加を促進する事業の推進を図ります」。また、主な推進施策の部分になりますけれども「高齢者の生きがいと健康づくりのための施策の推進や老人クラブ等の活動による社会参加を推進するとともに、生涯学習等における各種施策の充実を図ります」と修正しております。

次に、30ページをお願いいたします。

特別養護老人ホーム整備方針についての御意見もあり「介護を要する高齢者の希望に応え、適切な介護保険サービスが提供できるよう、特別養護老人ホームなど介護関連施設の基盤整備について地域の状況に応じた整備を図ります」と追加をしております。

次に、31ページをお願いいたします。

主要事業のまとめ方としまして、前回提案をいたしました3町一体化の事業、各町懸案事業のハード事業及び合併補助金事業については黒く網掛けをしております。それ以外の分については、



ソフト事業としまして、専門部会の事務事業の結果等重要項目をピックアップしまして、5年間の概算事業費をまとめております。単位は100万円としております。

なお、概算事業費につきましては、今後、県との協議や事務事業の調整作業により変更が生じる場合がありますので御了承ください。

内容としましては、健康づくりの推進としまして、総合データバンク事業から健康づくり推進事業、はり、きゅう、マッサージ助成、3地区保健センターの連携強化、各診療所の機能充実及び連携強化としております。

また、子育て支援の充実では、出産祝い金等の支給、保育所の機能充実、また、高齢者福祉、障害者福祉の充実では、網掛けをしております特別養護老人ホームの整備ほか前回報告をいたしました事業についてまとめております。

その下に老人クラブ等の活動支援、高齢者の生きがい、健康づくりの施策推進ということでまとめております。

次に、35ページをお願いいたします。

「目標2、郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち(教育、文化)」の主要事業ですけれども、先ほどの目標1のようにまとめております。

教育環境の向上としまして、小・中学校校舎改修事業ほか臨時教諭複数名指導及び外国語補助教諭体制の拡充から文化、スポーツ、レクリエーション活動の充実まで、主要事業及び概算事業費を掲載しております。

次に、39ページをお願いいたします。

「目標3、快適で、温かいふれあいの広がるまち」の主要事業ですけれども、ハード事業が主体となっております。前回報告をいたしました個々の事業につきまして、住環境の整備、社会基盤の整備、防災、地域安全の推進について主要事業をまとめて掲載しております。

40ページをお願いいたします。

県事業分としまして、県営中山間地域総合整備事業から砂防事業まで、現段階で検討している事業を掲載しております。

44ページをお願いいたします。

「目標４、海と山の恵みを生かす、ゆとりある暮らしのまち」の主要事業ですけれども、これにつきましても、ハード事業が主となっております。農業、水産業の振興としましては、農業基盤整備や漁港の整備など、またソフト事業としましては、農地バンク及び人材バンクの設置や定住促進支援事業の拡充、後継者の育成、また、観光交流の振興としましては、３町一体化事業であります亀ヶ池周辺地区整備、高原観光ルートの整備、佐田岬灯台周辺及び三崎港整備を中心に地域イベント等の開催や体験型交流事業の推進を掲載しております。商工業の活性化と新産業の開発としましては、次のページになりますけれども、風力発電事業の推進や商工団体との連携等を掲載しております。

また、県事業についても掲載しております。

次に、４６ページをお願いいたします。

ミスプリントがありましたので、訂正をお願いいたします。タイトルの「楽しく、にぎやかに全員で創るまち」とありますけれども、「みんなで創るまち」と修正願います。「全員」を「みんなで」ということをお願いいたします。

人権尊重のまちづくりの推進としまして、専門部会との調整によりまして、推進施策について「人権尊重のまちづくりを進めるため、同和問題を始めとするあらゆる問題、あらゆる人権問題の解消を目指すため、人権教育、啓発を総合的に推進する」、「各種審議会等への女性登用や女性団体の活動支援など、多様な視点から男女共同参画のまちづくりに努める」と修正しております。

４８ページをお願いいたします。

目標部分についても、先ほどのように「全員」を「みんなで創る」ということで修正をお願いいたします。

主要事業についてですけれども、主にソフト事業ということで、人権同和教育の推進、女性団体への活動支援から地域審議会の設置まで検討しております。

なお、地域審議会につきましては、小委員会報告にありましたように、引き続き審議を行うということでもあります。

次に、５１ページをお願いいたします。

第２章新町における愛媛県事業の推進ということで、これまでの事業につきまして再掲をして事業内容等を掲載しております。

|                |   |
|----------------|---|
| 井上会長           | <p>53ページをお願いいたします。</p> <p>第3章公共的施設の適正配置をまとめております。</p> <p>次に、54ページ、55ページをお願いいたします。</p> <p>第4章財政計画の考え方をまとめております。</p> <p>最後に、56、57ページをお願いいたします。</p> <p>この財政計画につきましては、前回の合併協議会に報告しましたように、専門部会等におきまして、その方法を協議、検討を重ねまして、新町の健全財政を確保できるかとの協議を行い、前期、後期10カ年間の財政計画を現段階で作成しております。歳入の地方税から地方債まで、歳出の人件費から予備費まで、平成17年度の歳入歳出につきましては、123億5,600万円ということになっております。</p> <p>なお、本日合併協議会におきまして、この建設計画(案)を御承認いただきましたら、早急に愛媛県との意見照会の協議に入っていきたいと考えておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明は以上です。</p> <p>ただ今事務局の方から新町建設計画について説明がございました。これにつきまして御意見、御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 井上会長           | <p>特にないようでありますので、ただ今事務局から説明がありました新町建設計画(案)の県への意見照会については、原案のとおり県へ照会するという点について御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>   |
| 井上会長<br>調整第1班長 | <p>はい、ありがとうございます。それではそういうことで今後県への意見照会をさせていただきます。</p> <p>その他の2番で合併目標期日についてを議題といたします。</p> <p>この件につきまして事務局から説明を求めます。</p> <p>失礼します。資料は58ページをお願いいたします。</p> <p>合併目標期日につきましては、既に伊方町、瀬戸町2町の合併協議会にて平成16年10月1日までと決定いただいておりますが、新町建設計画の事前協議等の作業期間を考慮いたしますと、10月1日までの合併は非常に困難な状況となっており、事務局では、合併の目標期日の延期について検討を行っているところで</p>   |

あります。今後、合併期日の延期について協議会へ提案させていただくこととなりますが、今後の協議の参考として、合併期日に関する検討の視点ということで、次の1から8のポイントについて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、の市町村の合併の特例に関する法律の期限につきましては、平成17年3月31日までとなっております。しかしながら、第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」では、次の囲みの中の(1)平成17年4月以降の合併推進の手法として、下から4行目にありますように「なお、現行の合併特例法は延長しないことを前提に平成17年3月31日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への合併の申請を終えたものについては、合併特例法の財政支援等を引き続き適応する旨の経過規定を置くものとする」という動向がありまして、今後、国会への法案提出が見込まれております。

2番目の市町村長、町議会議員の選挙の時期につきましては、合併後50日以内に新町長の設置選挙が行われることとなりますので、その時期の問題や町議会議員の選挙とそれから合併特例法第7条に規定する在任特例等の適用の判断の要因になることが予想されます。

3番目に、合併協議の進捗状況や合併準備等の作業期間についてでございますが、資料59ページをお願いいたします。

現段階での作業スケジュールをまとめておりますが、一番下の欄に新町建設計画の関係を載せてあります。建設計画の県との正式協議が終わりますのが4月末の予定であり、合併協定書の調印はそれ以降となりますので、右下に記載いたしておりますが、合併目標期日として設定可能な期間は、平成17年1月以降となる見込みであります。

資料は戻りまして58ページをお願いいたします。

4番目に合併後の新市町村における予算編成スケジュール等につきましては、平成17年3月31日合併の場合は、16年度予算として3月31日の1日間及び17年度当初予算のいずれも暫定予算を編成する必要があります。また、16年度の決算につきましては、合併前の旧町分と新町での3月31日、1日分を定め

|                |   |
|----------------|---|
| <p>井 上 会 長</p> | <p>ることになります。</p> <p>次に、 番、電算システムのスムーズな稼働スケジュールとの関係であります。先進例といたしましては、データ移行やチェックの時間的余裕を考慮して、休日明け等に合併期日を定める例が見られますが、本協議会の場合は、事前に新町システムを仮運用し、新町分と旧町分の並行運用を行う予定としておりますので、合併期日での一括切り換えに比較してリスクは少ないとのことから問題ないと考えております。</p> <p>6番目に住民の異動時期との関係につきましては、住民の異動が集中する時期と窓口業務等との関係を考慮する必要があります。</p> <p>7番目に行政事務全般の業務繁忙時期との関係につきましては、年度初めや年度末、出納閉鎖期間における行政事務と合併時期の関係があり、8番の月初めと月末との関係につきましては、各種業務の月例報告、それから医療機関におけるレセプト請求事務など、月の途中における事務処理や住民の影響等の関係が懸念されております。</p> <p>以上のようなことを視野に入れまして、事務局では、現在、合併期日を検討いたしておりますが、平成17年1月1日、もしくは合併特例法の期限である3月31日のいずれかが適当ではないかと考えております。しかしながら、先ほど合併期日の検討の視点の で説明いたしましたように、合併特例法の適用に関する経過措置が講じられることも見込まれます。もしも経過措置が講じられることになりましたら、年度末である3月31日ではなく、年度初めとなる4月1日ということも可能となるわけであり、この経過措置につきましては、現時点では不確定な状況ではありますが、合併期日の検討に当たりましては大きな要因でありますので、以上の点について総合的に検討を行いまして、次回の合併協議会で、現在、平成16年10月1日と決定いただいております合併の目標期日について修正協議を提案させていただく予定といたしておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の方から合併期日に関する説明がございました。今の説明につきまして何か御意見、御質疑はございませんで</p> |
|----------------|---|

|      |  |
|------|--|
| 井上会長 | <p>しょうか。</p> <p>現在、10月1日と定めている期日については、物理的に不可能だと。17年1月1日から17年3月31日の間のいずれかに修正して提案したいという考え方なんですけれども。もちろん今日の提案ではございませんので。</p> <p>特に御意見、御質疑はございませんかね。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、それでは、先ほどの資料にもありましたように、事務局としては、1月1日から3月31日までの間のいずれかと、間のいずれかというよりも2つに1つという考え方なんですけれども、いろんな法的な国の動き、その他今事務局から申し上げました諸般の事情あたりを総合的に勘案すると、一番可能性の高い期日というのは17年3月31日という一つの考え方が出たようでありますけれども、これは次回、そのような方向で修正の提案をさせていただきたいということであります。それでよろしゅうございますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 井上会長 | <p>はい、それでは、そういうことで合併期日の修正案につきましては次回提案させていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、その他で3番、第12回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 総務班長 | <p>失礼いたします。60ページをお願いいたします。</p> <p>その他3番、第12回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程についてでございます。</p> <p>第12回の合併協議会につきましては、12月15日2時から瀬戸町民センターで開催をいたしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>  |
| 井上会長 | <p>ただ今事務局から説明がありました第12回の協議会の日程でありますけれども、12月15日、瀬戸町民センターという提案でございますが、これでよろしゅうございますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>  |
| 井上会長 | <p>はい、それでは、次回の協議会は、12月15日の月曜日にな</p>  |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>りますけれども、午後2時から瀬戸町民センターで開催することといたします。委員の皆様方の御出席をひとつよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、それぞれの小委員会の招集、開催につきましては、審議案件等の準備ができたものから順次開催をいたしたいと思えます。準備が整いました案件につきましては、小委員会の委員長さん方と協議の上、開催日程等について後日決定をいただくということで、よろしくお願いいたします。</p> <p>その他について御意見ございませんか。</p> <p>事務局はありませんか。</p>   |
| 協議会事務局長 | <p>この会議の後、農業委員会の会長さん、残っていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局は以上です。</p>  |
| 井上会長    | <p>皆さんの方でその他、御意見、御発言はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>  |
| 井上会長    | <p>特にないようでございますので、以上で議事の方は閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。</p>  |
| 協議会事務局長 | <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして中元副会長のごあいさつをお願いいたします。</p>  |
| 中元副会長   | <p>一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は委員の皆様方におかれましては、長時間に渡りまして内容の複雑多岐な案件についての慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。御苦労様ございました。</p> <p>今日で法定に入りましての11回目の協議会でございますが、それ以前の任意の協議会を入れますと、確か14回目になろうかと思えます。大体月に1回ということになりましても1年以上もう経過をしたということになります。1年以上経過いたしますと、我々この合併協議会の関係者ももちろんでございますが、一般の住民の方々もこの町村合併に対しましての知識もできますし、知識ができることにより関心が高まり、関心が高まることによっていろいろな今度主張を始めます。したがって、この町村合併に対しましての意見が今いろいろな角度からたくさん出始めてきております。それだけこの事業が複雑に難易度が上がって</p> |

きつつあるということであろうかと思えます。そのような経過を他の類似団体もやはり経てきたはずであり、しかもそのことによって先日報道されましたあの松野町のような法定協議会からの脱退という、あのようなことも発生するという、非常に難しい問題が始まったなど、本協議会もいよいよ議論が核心に入ってきたなどというそのような感じがいたします。松野町の問題につきましては、報道機関の報道の範囲内しか私も理解しておりませんけれども、私たちのこの伊方町のような境遇にある原子力発電所の所在市町村でも、佐賀県の玄海町が法定協議会から脱退をいたしました。そういう事例もあります。そういう混乱する事例を参考にする必要はありませんけれども、しかし、我々といたしましては、やはり初期の目的を達成するために、以前私は申し上げたと思いますが、この合併の視点は、合併後の将来に合わせて協議をしていただきたいと。そのことによっていろいろな複雑な問題が解決しやすくなるのではないかなと思います。例えば、もう皆さん方御案内であろうと思いますが、私ども伊方町で、最近、温泉の掘削に成功いたしました。ある三崎町の住民の方が「伊方は温泉が出てよかったな」と、そのようなことを言われたので、伊方町のそれを聞いた町民は「伊方に出た温泉は三崎町の温泉にも合併後はなるんじゃないですか」ということを言いましたら「ああそうですな」ということを言ったそうでございます。お互いが将来、共有するその地域の財産として温泉は利用できるはずでございます。そこに視線を合わせてこの協議をするとするならば、この施設の利用に要する財源などについては、お互いの理解度がまた高まっていくのではないかなと。先ほど新町建設計画、いろいろな各町での事業計画の発表がありましたけれども、その事業を実施する地域は、当然、3町のどこかの地域であっても、合併後はそれが全体の町の、新町の社会資本に、インフラクションになるわけでございますから、そういうことを前提にして費用対効果、地域の住民に及ぼす影響、そのようなものを検討すれば自ずから解決の道は開けるであろうと。法定協議会から脱退というそのような問題に至らなくて済むのではないかなという思いを今日の協議会を通じながら浮かんだわけでございます。どうかいよいよ胸突き八丁にかかってまいりましたけれども、そのような将来に希望



協議会事務局長

を持った、視点を合わせたそういう観点からこの協議会の審議を進めて、そして立派な新町を立ち上げていくように御努力をいただきたいものだと切にお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はどうも御苦勞様でございました。

どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議の全日程を終了いたします。

一同御起立をお願いいたします。礼。

長時間に渡り、御審議大変お疲れ様でございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員